⑷　弁済方法
本協定における弁済は、各協定債権者の指定する口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑸　端数の処理
弁済金及び免除を受ける額の計算にあたっては、1円未満の端数を切り捨てる。
⑹　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算手続開始決定日以降、協定債権の譲渡等がなされたときは、本協定案の権利の変更及び弁済方法の定めは譲渡等の前の債権額を基準に適用する。一部譲渡等の場合には、新旧権利者双方がその債権額で按分して免除額を負担する。
2　各協定債権者に対する個別の弁済額及び免除額（個別条項）
各協定債権者に対する本協定案に基づく弁済額及び免除額は、資料3「債権額一覧表及び弁済計画表」記載のとおりである。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第8部

更生計画認可

平成19年（ミ）第9号
大阪市中央区南本町4丁目2番10号
更生会社　平和観光株式会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第1章　更生計画立案までの経過（省略）
第2章　更生計画の基本方針及び概要（省略）
第3章　ゴルフ会員の取扱い一会員種別に応じた取扱いの基本方針
第1節　ゴルフ会員に対する公正・公平な処遇
更生会社は、第1章第2節に記載のとおり、平成10ないし11年頃から資金繰りに窮するようになり、また、その経営状態は平成14年に入って著しく悪化した。そして、平成15年8月からは、更生会社に代わってJ社が本件ゴルフ場の運営をするようになり、権利関係は、さらに複雑なものとなった。このような中にあって、ゴルフ会員らは預託金の返還を受けられなくなっただけでなく、優先的施設利用権さえ適切に保護されない状態におかれた者もいた。他方、年会費未納会員が優先的施設利用権を行使することも見受けられた。
そこで、スポンサー企業への事業承継に際しては、新たな会則によって会員の権利を適切に保護するとともに、不公正・不公平な取扱いを是正することとした。
第2節　ゴルフ会員債権者の一般更生債権にかかる権利変更
第1　預託金のあるゴルフ会員債権者の一般更生債権の権利変更
1　預託金債権に対する弁済
預託金債権については、第2章第4に記載のとおりの弁済を実施する。
2　プレー権の確保
ゴルフ会員のうち、OGM新クラブでのプレー権確保を希望する者は、新たな負担なしにOGM新クラブの新会員権(以下、「OGM新会員権」という。)を取得することができることとした。
但し、会社分割の手法による事業承継となる関係で、会員は、分割期日において、いったん、本件ゴルフクラブより退会し、更生計画に定める方法により更生計画に定める要件を満たしてOGMに入会申込みをすることによって、OGM新会員権を取得し、これにより、OGM新クラブでのプレー権を確保することができることとなる。
3　OGMによる弁済代理受領とOGM新預託金への充当
預託金のあるゴルフ会員債権者のうち、OGM新クラブへの入会を希望しない者には、更生計画に基づく弁済金を直接交付する。
これに対し、預託金のあるゴルフ会員債権者のうち、OGM新クラブに入会してOGM新クラブの会員権を取得した者に関しては、更生計画に基づく更生会社からの弁済金は、OGMが代理受領してOGM新クラブ入会のための預託金に充当されるものとする。
なお、OGM新クラブへの入会の有無によって弁済率が異なることはない。
第2　預託金のないゴルフ会員債権者の一般更生債権の権利変更
1　預託金のないゴルフ会員債権者は、更生計画の賛否にかかる議決権額（5,000円）を有するものの、更生会社に対する確定更生債権は、非金銭債権である優先的施設利用権としてのプレー権を有するのみである。
2　このプレー権に関しては、預託金のあるゴルフ会員債権者と同様に、OGM新クラブでのプレー権確保を希望する者は、新たな負担なしにOGM新クラブの新会員権を取得することができる。
第3　退会会員のOGM新会員権取得について
1　会社分割における分割期日よりも前に更生会社に対して退会申出をしてプレー権を喪失したゴルフ会員債権者は、この時点において、プレー権を喪失してしまっている。
2　しかし、かかる退会会員の中には、更生会社が経営破綻したことからやむなく退会申出に及んだりした者もいることから、これらの退会会員も、OGM新クラブに入会することができるように配慮した。
第4　複数の会員権を有するゴルフ会員債権者の会員権の取扱い
1　ゴルフ会員債権者の中には、更生会社が預託金の返還に応じられなくなったことから、会員権の分割を受けるに至った者もいる。
これらの会員の中には、更生会社との間で、会員権分割に際して、1口分の年会費のみを支払えば足りるものと合意した者もいる。
2　しかし、年会費は、本来、各会員権ごとに支払うべきものであり、1口分の年会費のみの支払いで足りるとすることは、1口の会員権しか有しない者との間で公平上の問題がある。
もっとも、これらの複数口の会員権は、もともとは1口の会員権であったものが、更生会社側の事情で分割されたものであるから、承継会社への事業承継と同時に、複数口の会員権のすべてについて、直ちに、一律に年会費の負担を課すことにも問題がない訳ではない。
3　そこで、これらの問題を公正・公平に解決するため、OGMの指定する期限までにOGM所定の手続により年会費免除希望の申出をした場合には、OGM新会員権取得年度に限って、1口分の年会費の支払いで足りることとした。
これにより、複数口の会員権のすべてにつき従前どおりの保有を希望する会員は、2年目以降は、すべての会員権につき必ず年会費を負担すべきこととなるが（1年目のように、年会費免除希望の申出をすることはできない。）、1口だけの年会費負担を希望する会員は、年会費負担を希望しない会員権につき、①OGM新会員権を取得せずに、当該会員権について退会者として、更生会社より更生計画に基づく弁済を受けるか、②いったんOGM新会員権を取得したうえで、これを第三者に譲渡する方法（但し、この場合には、OGM新クラブの会則に基づく名義書換登録料の納付が必要となる。）によって、年会費の負担を免れることができることとなる。
第5　ゴールド会員の年会費支払いについて
1　ゴルフ会員債権者の中には、ごく少数ではあるが、更生会社との契約により、ゴールド会員（一身専属）として、年会費の免除を受けた者もいる。
2　これらの会員も、OGM新会員権を取得することができるが、OGM新クラブとの関係では、年会費免除の合理性を見出し難いため、OGM新会員権を取得した後は、年会費を支払わなければならないこととした。